



広報

こさがわ

10



特集

スズメバチに注意しましょう
令和6年度 一般会計決算

2ページ
3ページ

スズメバチに**注意**しましょう



スズメバチの被害が増えています

全国的にスズメバチによる被害が増加しています。

原因として、地球温暖化による平均気温の上昇、短かった梅雨、大雨や台風が少なかったことが挙げられます。結果として、適度に雨は降っていたのでハチのエサとなる虫に困ることもなく、巣がつぶれることもありませんでした。

スズメバチの活動が活発になる夏から秋にかけては、巣の規模が大きくなり、個体数も増えるため、人への被害が多発する傾向にあります。

スズメバチに対する正しい知識を身につけ、被害を未然に防ぐようにしましょう。



ハチの巣がよくある場所

スズメバチは攻撃性が強いとされており、巣を守るために人を襲うこともあります。

一般的に、スズメバチの巣は、低木の枝、庭木、軒先のほか、土の中や樹木の穴に作られます。

気付かないうちに巣が大きくなっていることもありますので、定期的に敷地内の見回りを行いましょう。

刺されたときの対処方法

- ①落ち着いて、ハチを刺激しないようにゆっくりと、刺された場所から数十メートル離れてください。
- ②傷口を流水（水道水など）でよく洗い流し、手で毒液を絞り出すようにします。
- ③以上の処置を施した後、できるだけ速やかに医師の診察を受けてください。



補助制度について

●スズメバチ駆除費補助金

スズメバチの巣を業者等に依頼して駆除する場合は、補助を受けることができます。

(対象者)

町内に存する土地、建物及び工作物等に営巣したスズメバチの駆除を業者等に依頼する方。

(補助金額)

駆除作業費の2分の1（限度額1万円）

●防護服の貸し出し

ご自分で駆除する場合は、無料で防護服の貸し出しも行っています。

問 住民生活課

令和6年度 一般会計決算

(単位：千円)

歳入	歳出	差引	翌年度繰越財源	実質収支額
3,970,901	3,517,890	453,011	129,198	323,813

令和6年度の一般会計決算は歳入総額3,970,901千円、歳出総額3,517,890千円で、ここに翌年度に繰越すべき財源129,198千円を除いた実質収支額は323,813千円の黒字となりました。詳細は下記のとおりです。
(金額は項目ごとに千円未満を四捨五入しており、合計額と決算総額は一致しません。)

(単位：千円)

(単位：千円)

歳入				
区分	令和6年度 決算額	令和5年度 決算額	増減額	
自主財源	地方税	220,417	237,805	△17,388
	繰越金	500,018	464,585	35,433
	諸収入	71,601	61,075	10,526
	分担金及び負担金	28,794	5,924	22,870
	使用料及び手数料	22,999	23,923	△925
	財産収入	13,596	13,120	476
	寄附金	83,997	85,148	△1,152
	繰入金	97,448	45,032	52,415
	計	1,038,870	936,613	102,256
	歳入総額	3,970,901	3,651,188	319,713
依存財源	地方譲与税	139,242	109,566	29,676
	各種交付金	75,003	69,242	5,761
	地方特例交付金	7,762	424	7,338
	地方交付税	2,012,555	1,936,441	76,114
	交通安全対策特別交付金	0	0	0
	国庫支出金	202,922	250,865	△47,943
	県支出金	157,547	163,844	△6,297
	町債	337,000	184,193	152,807
	計	2,932,031	2,714,574	217,457
	歳入総額	3,970,901	3,651,188	319,713

歳出				
区分	令和6年度 決算額	令和5年度 決算額	増減額	
消費的経費	人件費	667,056	625,745	41,310
	物件費	689,732	581,499	108,232
	維持補修費	146,086	180,114	△34,027
	扶助費	147,997	141,178	6,820
	補助費等	481,302	557,242	△75,940
	計	2,132,173	2,085,778	46,395
投資的経費	普通建設事業費	700,356	315,760	384,596
	災害復旧事業費	17,740	84,648	△66,908
	計	718,096	400,408	317,688
その他経費	公債費	306,688	318,756	△12,068
	積立金	20,005	37,465	△17,460
	投資及び出資金・貸付金	0	0	0
	繰出金	340,927	308,763	32,165
	計	667,621	664,984	2,637
	歳出総額	3,517,890	3,151,170	366,720

自主財源・・・26.16%
依存財源・・・73.84%

消費的経費・・・60.61%
投資的経費・・・20.41%
その他経費・・・18.98%

令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率については下表のとおり、全てで財政の健全化を判断する基準を下回る良好な値です。

今後も健全な財政状況を維持できるよう、適正な財政運営に努めます。

◎令和6年度決算に基づく健全化判断比率

(単位：%)

①実質赤字比率	②連結実質赤字比率	③実質公債費比率	④将来負担比率	備考
— (赤字なし)	— (赤字なし)	5.3	— (該当なし)	※全項目で基準を下回っています。
(15.00)	(20.00)	(25.00)	(350.0)	早期健全化基準
(20.00)	(30.00)	(35.00)		財政再生基準

早期健全化基準・・・自主的な改善努力により財政の健全化を図るべき基準

財政再生基準・・・国等の厳格な管理のもとで確実な財政再生を図るべき基準

◎令和6年度決算に基づく資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	⑤資金不足比率	備考
古座川町簡易水道 事業特別会計	— (該当なし)	経営健全化基準 20%



お知らせと情報



主な問い合わせ先

総務課

☎ 72-0180

住民生活課

☎ 67-7900

地域振興課

☎ 67-7901

建設課

☎ 67-7902

出納室

☎ 67-7903

議会事務局

☎ 67-7904

教育委員会（教育課）

☎ 72-3344

健康福祉課

☎ 67-7112

地域包括支援センター

☎ 67-7611

問……問合せ先

国民健康保険被保険者証の有効期限到来に伴うご案内について

現在お手元にある保険証の有効期限は、一部の方を除き令和7年12月1日となっております。有効期限到来後は、「マイナ保険証」または「資格確認書」で医療機関を受診してください。

○マイナ保険証をご利用中の方
そのまま継続してお使いいただけます。
○マイナ保険証をご利用されていない方
保険証の有効期限到来までに資格確認書を郵送します。
※申請不要

マイナンバーカードをお持ちの方は、健康保険証の利用登録をされているかご確認をお願いします。登録状況については、マイナポータルや医療機関等で確認ができます。

問 住民生活課

「特設人権相談」の開設について

12月4日から10日の「人権週間」において、弁護士による人権相談を実施し、人権に関して困っている県民の方々からの相談に応じます。

○開設日時

令和7年12月7日（日）
13時30分～16時30分
※1件あたり30分

○開設場所

和歌山県民文化会館 410
会議室
（和歌山市小松原通1-1）

○申込について

事前申込みで、先着順6名
※11月7日（金）9時00分
から受付を開始

○申込先・問合せ先

県庁人権政策課
☎ 073-441-2563

町税等の納期限

税 目	期 別	納 期 限
国民健康保険税	第5期	令和7年12月1日
介護保険料	第8期	
後期高齢者医療保険料	第5期	
固定資産税	第4期	令和7年12月25日
国民健康保険税	第6期	
介護保険料	第9期	
後期高齢者医療保険料	第6期	

納期限を過ぎると、督促手数料や延滞金がかかる場合があります。

問 住民生活課



高齢者等の定期予防接種について

高齢者等の定期予防接種を、令和7年10月より開始しています。

○定期予防接種
季節性インフルエンザ及び新型コロナウイルスワクチン

○対象者
接種日において、古座川町に住所を有する次のいずれかに該当する方

- ① 65歳以上の方
- ② 60歳以上65歳未満で心臓、腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に、日常生活が極度に制限される程度の障害を有する方
- ※①に該当する方には個別で書類を送付しています。
- ②に該当する方で、接種を希望される場合、健康福祉課にご連絡ください。



○接種方法
医療機関での個別接種
各個人で医療機関に予約し接種していただきます。

○自己負担金
インフルエンザ：なし（無料）
新型コロナウイルス：1,000円
（生活保護受給者は無料）

問 健康福祉課

児童手当制度の改正について

令和6年10月の児童手当制度改正に伴い、令和7年より、現況届および認定通知書の送付が省略となりました。引き続き現況届の提出が必要な方については、例年同様の時期（6月頃）に書類を送付します。

問 住民生活課



空き家バンク制度について

町では、空き家の有効活用と定住促進を目的に「古座川町空き家バンク制度」を設けています。

この制度は、空き家の賃貸・売却を希望する人から受けた情報を、空き家を利用したい移住希望者に紹介する制度であり、登録する空き家を随時募集しています。

「空き家バンク」へ登録し、誰かに住んでもらうと、次のようなメリットがあります。

○家屋の維持
人が住まなくなると、家屋は老朽化しやすくなります。誰かに住んでもらうことで、家屋の維持・管理にも繋がります。

○地域活性化
人が住むことにより、地域活性化に繋がります。地域を見守る目が増えることで、空き巣防止などの防犯効果もあります。



○物件登録までの流れ

①古座川町役場へ連絡
まずは、地域振興課へご連絡ください。空き家の所在地や名義、現在の状況などをお聞き取りします。

②申請書を提出
登録申請書をお渡しします
ので、申込者情報・物件情報を記入し、ご提出ください。

③空き家の現地確認
打合せの上、空き家の現地確認・撮影を行います。

④移住希望者へ情報提供
空き家を利用したい人へ情報提供をします。

問 地域振興課

マイナ救急の実証事業について

マイナ救急の実証事業が始まります！



マイナ救急（マイナンバーカードを活用した救急業務）とは？

救急現場で傷病者の同意を原則とし、救急隊がマイナ保険証を活用して、傷病者の医療情報等を正確かつ早期に把握することにより、救急活動の迅速化及び円滑化を図る取り組みです。

マイナ救急のメリット



傷病者本人の情報を
正確に伝えられる



病院の選定や搬送中の
応急処置を適切に行える



搬送先病院で治療の
事前準備ができる

※マイナ保険証は利用登録が必要です。 利用登録サイトはこちら→

マイナンバーカードの携帯にご協力下さい！



～ショートムービー 救急搬送時にも！もしもの時に役立つマイナンバーカード～

【YouTube URL デジタル庁ニュース】
<https://youtu.be/MB5XYxMIDjQ?t=112>

二次元コード→



お問い合わせ

串本町消防本部 警防課 TEL:0735-62-0119



和歌山県最低賃金が改正決定されました

- | | |
|----------|----------------------|
| ○最低賃金の名称 | 和歌山県最低賃金 |
| ○最低賃金額 | 時間額1,045円 |
| ○効力発生日 | 令和7年11月1日 |
| ○適用範囲 | 和歌山県内で働く全ての労働者とその使用者 |



最低賃金法違反については罰則が設けられています。

また、仮に最低賃金額より低い賃金額を労使合意で定めても、法律により無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされます。

詳細については、和歌山労働局労働基準部賃金室又は最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

問 和歌山労働局労働基準部賃金室 ☎073-488-1152

ハロートレーニング（職業訓練）受講生募集

ハロートレーニングは、希望する仕事に就くために必要な知識や技能を習得できる講座です。

詳しくは【ハローワーク串本（☎0735-62-0121）】までお問い合わせください。



【訓練コース名】OA事務・Web科（串本）〈定員10人〉

【概 要】ワード、エクセル、Web等に関する知識や操作方法、一般事務職に必要な知識やビジネスマナー等を習得します。パソコン初心者・未経験者も受講できます。一定の要件を満たす場合は給付金の支給申請が可能です。

【対 象 者】ハローワークに求職申込をし、所長から受講のあっせんを受けることができる人

【募集期間】10月17日（金）～11月7日（金）

【訓練期間】11月27日（木）～令和8年2月26日（木）

【受講費用】無料（ただし、テキスト代は受講者負担）

【訓練実施施設】オフィスメイト株式会社 串本教室（串本町潮岬）

【そ の 他】定員を超える申し込みがあった場合は選考試験実施（11月17日（月））

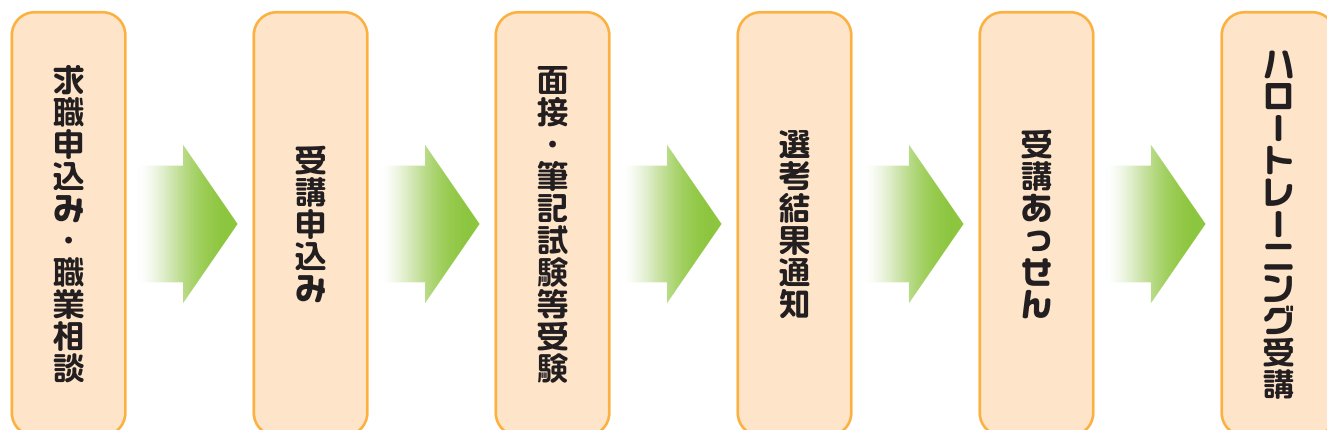
※県内のその他地域の職業訓練については、和歌山労働局ホームページに掲載されています。

ハロートレーニングとは・・・

ハロートレーニング（離職者訓練及び求職者支援訓練）は、**再就職の実現に当たって必要となる知識・技能を習得するための訓練**です。

受講するためには、ハローワークに**求職申込み**をした後、ハロートレーニングを実施する施設等が行う**面接等の選考に合格し**、ハローワークにおいて**受講あっせん**を受ける必要があります。

なお、受講あっせんは、ハローワークでの職業相談を通じて①**訓練を受講することが適職に就くために必要であると認められ**、かつ、②**訓練を受けるために必要な能力等を有する**とハローワークが判断した方に対して行います。



参考：厚生労働省



二十歳の集い

8月15日(金)、中央公民館において、公民館主催「二十歳の集い」が開催され、人生の節目である「二十歳」を祝いました。対象者は、平成17年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた古座川町出身者等です。この日は、対象者16名のうち13名が出席し、同級生との再会を喜びました。

式典では、公民館長からの式辞や町長からの祝辞があり、これを受け、二十歳代表から地域の皆さまへのお礼の言葉と今後の決意を語っていただきました。式典後、シンガーソングライターの薮下将人さんによる記念コンサートがあり、賑やかな式となりました。

【教育委員会】



参加された二十歳の方々



今後の決意を語る二十歳代表



川崎市訪問ふれあい交流事業

8月25日(月)から27日(水)にかけて、古座川町青少年育成町民会議主催「川崎市ふれあい交流事業」が実施され、参加を希望した町内の小学6年生の8名が神奈川県川崎市を訪問しました。

今回の訪問では、平成27年度より包括連携協定を結んでいる玉川学園を訪問し、サング研究部の生徒の指導のもとキーホルダーづくりや、川崎市立向丘小学校の6年生と交流を楽しみました。

また、7月に実施したふれあいサマーキャンプ交流で古座川町を訪れた川崎市の参加者との夕食交流会やレクリエーションもあり、子どもたちは約1か月ぶりの再会を喜びました。

【教育委員会】



川崎市役所展望台(25階)の見学も



キーホルダーづくり



8月8日(金)から11日(月)にかけて、古座川町青少年育成町民会議主催「北海道大学訪問事業」が実施されました。古座川町在住の中学1年生から希望を募り、12名が参加しました。

北海道大学和歌山研究林とは、平成30年度に包括連携協定を締結しており、同研究林が今年の3月に100周年という節目を迎えたことをきっかけに本事業が行われ、今後もより良い協力関係を築くことも目的としています。

北海道大学札幌キャンパスの学部生との交流や、苫小牧研究林でのエゾジカ調査、魚類調査等、古座川町ではなかなかできない体験をすることができ、学びの深まった4日間でした。

【教育委員会】



大学を見学しました



国立アイヌ民族博物館にて

公証役場通信



第11回

遺言を作っておくべき場合

新宮公証役場通信 公証人 三橋 豊



電話 0735-21-2344

新宮市緑ヶ丘2-1-31カマツカビル3F

次のような家族関係にある方は、遺言を作っておくことをお勧めします。

(1) 夫婦間に子どもがいない。

法定相続人が、配偶者のほか、兄弟姉妹や甥姪になると、配偶者は、相続人に連絡して遺産分割に協力を求めなければなりません。相続人と付き合いがあればまだしも、所在が不明だと相続手続きはできません。

(2) 子が複数いる。

自分が亡くなった後に、子らの話し合いで相続を任せて大丈夫ですか。

面倒をみてくれた子へ多く遺したい、自社株や農地など事業を引き継ぐ子がいる等の場

合は、事情に応じた相続分の指定をお勧めします。

遺産分割になると、子らの間で、しこりやわだかまりが残ることがあります。

(3) 息子の妻、娘の夫に財産を残したい。

長男とその妻と同居している方もいらっしゃるでしょう。子の配偶者は、法定相続人ではないので、相続するには、遺言によるしかありません。

また、婚姻届を出していない長年連れ添ったカップルも同じです。パートナーに財産を相続する場合は、必ず遺言を書いておきましょう。



～ふれあい食事会の紹介～



食生活改善推進協議会では、毎年串本古座高等学校から依頼を受け、学生向けに、「南紀食文化探求」授業を実施しています。内容は主に郷土料理の調理実習で、今回も平井地区に伝わる伝統料理である“ごまおにぎり”，“うずみ汁”，“ゆず寒天”を学生と一緒に作って食べました。なかでも今回は、学生からもおいしかったと好評であった“ごまおにぎり”のレシピを紹介します。

〈ごまおにぎりの作り方〉

- ①ボウルにいりごまと砂糖を5：1の割合で合わせておきます。塩も少し入れると味がしまります。
- ②梅干し入りのたわら型のおにぎりを握ったら、①の入ったボウルに入れて、ごまをまとわせたらできあがりです。



学生さんが作った「ごまおにぎり」
手前は「ゆず寒天」

健 康寄席

廣西先生の



第五十二回

「腸の細菌を味方にしよう！」

私たちの腸の中には、100兆個を超える細菌がすんでいると言われています。これらは種類ごとに集まってすみついており、その様子が花畑のように見えることから「腸内フローラ（腸の細菌の集まり）」と呼ばれています。この細菌たちは、食べ物を消化するだけでなく、体の健康や心の調子にまで深く関わっていることが近年の研究でわかってきました。

腸の細菌がつくる物質のひとつに「短鎖脂肪酸」があります。これは大腸の細胞のエネルギー源になるだけでなく、炎症を抑えたり免疫の働きを整えたりする大切な役割を果たします。また「腸と脳の関係（腸脳相関）」と呼ばれる研究では、腸内の細菌のバランスが自律神経やホルモンを介して脳に影響を与え、気分やストレスの感じ方にも関わるということがわかってきました。

では、腸の細菌たちを元気にするにはどうすればよいのでしょうか。カギとなるのは日々の食事です。ヨーグルトや納豆、味噌などの発酵食品には体によい働きをする菌（プロバイオティクス）

が含まれています。また、野菜や果物、豆類に豊富な食物繊維は腸内細菌のエサとなり、短鎖脂肪酸をつくり出す材料になります。最近では「腸にすむ有用菌を育てる栄養＝プレバイオティクス」と「菌そのもの＝プロバイオティクス」を組み合わせた「シンバイオティクス」という考え方も注目されています。

一方で、偏った食事や抗生物質の乱用は腸の細菌の種類を減らし、生活習慣病やアレルギーのリスクを高めると指摘されています。個人ごとの腸内環境を調べ、その人に合った栄養指導を行う取り組みを行っているところもあるそうです。

「腸は第二の脳」と言われるほど、腸内環境は体と心の健康に深く関わっています。毎日の食卓に発酵食品や野菜を取り入れることが、健康寿命をのばすことが可能です。腸の細菌たちを味方につけて、元気に暮らしていきましょう。

【健康福祉課】



広報 こそがわ

●発行・編集 古座川町役場総務課／広報委員会 ☎ 0735-72-0180 FAX 0735-72-1858

10月号 令和7年10月22日発行 ホームページ <http://www.town.kozagawa.wakayama.jp/> Eメール info@town.kozagawa.lg.jp